版本般若理趣経	一巻		
版本仁王般若経	二帖		
版本阿弥陀経	一帖		
版本阿弥陀経（両点清濁）	一帖		
版本及墨書釈門帰敬儀	二帖		
版本法華経	一帖		
金襴八角五輪塔仕服	一枚		

○文部科学省告示第百十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（書跡・典籍の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
称名寺聖教　一万三千二十七点	平成十八年文部科学省告示第七十八号	称名寺聖教　三千五百七十三点	称名寺聖教　一万六千六百九十二点 金沢文庫文書　四千百四十九通	宗教法人称名寺	神奈川県横浜市金沢区金沢町二一二―一
金沢文庫文書　四千百四十九通 附　金沢文庫文書関係聖教残簡　九十二帖	平成二年文部省告示第九十二号				

○文部科学省告示第百十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表の下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（工芸の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
楽焼黒茶碗　銘青山　道入作（加賀ノンカウ七種ノ内）　一箇	昭和十二年文部省告示第三百六号	黒楽茶碗（青山）　道入作　一口	公益財団法人楽美術館	京都府京都市上京区油小路通一条下る油橋詰町八四